

墨田区議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

平成26年2月20日

墨田区長 山 崎 昇

墨田区条例第1号

墨田区議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

墨田区議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和31年墨田区条例第17号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「、支度料」を削る。

付 則

- 1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の第5条第2項の規定は、この条例の施行の日以後に出発する出張から適用し、同日前に出発した出張については、なお従前の例による。